

## 令和5年度山形県総合政策審議会土地利用部会議事概要

- 1 日 時 令和6年2月5日(月) 14時05分から15時15分まで
- 2 場 所 県庁1201会議室及びオンライン
- 3 出席委員 佐藤部会長、赤藤特別委員、小笠原特別委員、齋藤特別委員、中川特別委員、細谷特別委員
- 4 欠席委員 後藤委員、尾形特別委員、河合特別委員、小関特別委員

### 5 部会長代理の指名について

山形県総合政策審議会条例第8条第5項の規定により、佐藤部会長が、後藤委員を部会長代理に指名した。

### 6 審 議 山形県国土利用計画(第五次)・土地利用基本計画の計画図の変更案について

資料に基づき事務局から説明が行われ、このことについて、委員からあった主な意見等は以下のとおり。

齋藤委員： 森林法に基づく林地開発完了により、地域森林計画対象民有林から除外されることになり、土地利用基本計画も森林地域から除外する、というのは、妥当というか当然だろうと理解している。

そこで、資料2の2ページの変更地域別概要の「変更を必要とする理由」欄の記載の仕方について、資料にある「現況が森林でなくなったため」という表現も意味合いとして分かるが、個別規制法からすると、「森林法における林地開発完了」ということを変更理由と記載する仕方もあるかと思う。

資料における記載の意味としてどのような意図があるのか。

事務局： 委員からあったとおり、林地開発完了後に地域森林計画の対象区域変更に合わせたタイミングで、今回、土地利用基本計画の森林地域の縮小をお諮りしている。

一方、この資料については、土地利用基本計画の変更にあたり、国土交通省が示している様式に沿ったものとなっており、また、書きぶりについても様式の参考例に沿ったものにするように国

土交通省から指示があり、このような記載としているもの。  
今後、書きぶりも含め分かりやすい説明に努める。

中川委員： 資料2の2ページの変更地域別概要の、整理番号4村山森林地域の縮小と整理番号5大石田森林地域の縮小の欄において、「変更部分の地目の状況」が道路となっているが、土地利用基本計画の5地域ではなくなるということか。

事務局： 整理番号4と整理番号5の変更部分は農業地域とも重複している。土地利用基本計画の農業地域の考え方として、この農業地域は、総合的に農業の振興を図る必要がある地域と位置付けられており、必ずしも農地のみを指すものではなく、この周辺一帯が農業地域だけでも道路としての利用になっている。この場合、あえて変更部分のみを農業地域からはずすような運用は行っていない。

中川委員： 土地利用基本計画の5地域区分でいうと、農業地域の増減はなくその中での利用が変わる、という理解でよいか。

事務局： そのとおり。農業地域ということは変わらないが、地目としては道路など様々なものがあるということになる。

赤藤委員： 現行の県国土利用計画をみると、森林地域の規模の目標が10年間横ばいとなっている。今回、森林地域が縮小する案件だが、計画のちょうど中間年にあたっており、目標が横ばいだとすると、森林地域を増やすような施策も必要ではないかと思う。

昨今の林業の状況を鑑みると森林が減っていくことについては仕方ないのかなと理解しつつも、計画で横ばいと掲げているからには、何かしら縮小を食い止めるとか、造林するとか、そういった施策を既にしているのか、又はこれからされようとしているのか、教えてほしい。

事務局： 本県の国土利用計画・土地利用基本計画では、森林地域について、木材生産をはじめ、水源の涵養、県土の保全、地球温暖化を緩和する二酸化炭素吸収源としての役割など、森林の有する多面的機能が享受できるように、その緑豊かで美しい森林づくりに向けて整備と保全を図るとしている。

一方、農地についても、食料自給率の向上や農業生産力の維持強化に向けてその基盤となる優良農地の確保などを推進することをうたっており、道路については、緊急時の搬送時間の短縮や災害時の緊急輸送路の確保など、そのようなところの向上を図

るとしている。また、再生可能エネルギーについても、ゼロカーボン社会の構築を図るため導入を拡大するということをうたっている。

国土利用計画・土地利用基本計画における目標値として、森林の構成割合としては、前の計画と同じ水準の72%としているところで、県全体で約67万ヘクタールのうち今回35ヘクタールと、全体からすればわずかな縮小にはなるが、そこはやむを得ない状況があると思っている。

一方で、林業の振興など、面積の確保もあるが、それ以外の様々な施策を所管部局の方で展開しており、そのようなことも含めて考えていくべきかと思う。

具体的な森林の増加の施策については、まず、主伐再造林という、切ったところに植える、現状維持にはなるが、なるべく森林を減らさないことをしている。また、農地の耕作放棄地で森林に戻したいという所有者がいれば、造林したりして、地域森林計画の対象になるという判断がなされれば森林が増加する、というケースもある。

赤藤委員： 努力目標的なものと理解しつつ、計画であるので、なるだけ維持する方向でお願いしたい。

加えて、本日の議題にはないが、計画において宅地面積が若干プラスになっている。宅地も逆に余っている状況なので、個人的な意見としては次期計画で現状維持かマイナストレンドでもいいのかなと思っている。

国土利用計画・土地利用基本計画は上位計画なので、その方向性が横ばいなのか、下なのか、上なのか、というのは関連計画に与える影響も大きいと考えている。

部会長： 全体のコントロールというところで、森林を増やすというところまで計画的にはなっていないが、耕作放棄地が森林になるというケースは過去にもある。

また、宅地に関して、世帯数は増えてきたが、今後世帯数も減少傾向になるというところで、積極的な視点を持ちうる話で、大変貴重な意見だ。

以上の審議を踏まえ、山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画の計画図の変更案に係る山形県総合政策審議会土地利用部会の意見については、「異議なし」とすることに決定された。